花畑川を考える会設置要綱

(設置)

第1条 花畑川の整備方針である「身近な自然としての河川」、「暮らしの中の河川」及び「コミュニティーの核としての河川」に基づき、地域住民、足立区が花畑川環境整備に必要な事項について意見交換及び情報共有を行い、花畑川環境整備事業を進めるため、花畑川を考える会(以下「考える会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 考える会は、次に掲げる事項について意見交換、情報共有を行う。
 - (1) 花畑川環境整備事業のこれまでの検討に関する事項
 - (2) 花畑川環境整備事業の河川部に関する事項
 - (3) 花畑川環境整備事業の散策路部に関する事項
 - (4) 前第1号から第3号に掲げるもののほか、考える会の設置の目的を 達成するために必要な事項

(会員)

- 第3条 考える会は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 花畑川の近隣町会・自治会から選出された者
 - (2) 開かれた学校づくり協議会から選出された者
 - (3) 花畑川の近隣小中学校のPTAから選出された者
 - (4) 花畑川の近隣青少年対策地区委員会から選出された者
 - (5) 学識経験者
 - (6) 区職員

(役員)

- 第4条 考える会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名

(役員の職務)

- 第5条 会長は、考える会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。
- 3 会長及び副会長は、第3条第1号から第4号の中から互選により決定する。
- 4 役員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の後任役員の任期は、前任者の 残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(運営)

- 第6条 考える会は、区長が招集する。
- 2 考える会の進行は、会長がこれにあたる。

(意見の聴取)

第7条 区長が花畑川環境整備事業を進めるために必要と認めるときは、第3 条第5号に掲げる者、その他専門的知見を有するものから、その意見を聴取 することができる。

(謝礼)

- 第8条 第3条第5号に掲げる者に対し、会議出席ごとに予算単価表の報償費 (研修講師謝礼)に定める謝礼を支払うものとする。
- 2 前条の規定により意見を聴取した者に対し、意見聴取ごとに予算単価表の 報償費(研修講師謝礼)に定める謝礼を支払うものとする。 (事務局)
- 第9条 考える会の事務局は、足立区都市建設部道路整備課に置く。 (補則)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、考える会の運営に関し必要な事項は、 会長が別に定める。
 - 付 則 (4足都整発第647号 令和4年6月13日 都市建設部長 決定)

この要綱は、決定の日から施行する。